

意見書

平成22年11月25日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄



情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年10月26日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. はじめに

現行のユニバーサルサービス制度は、NTT東西のほぼ独占状態にあり、また既に全国あまねく提供されている加入電話およびそれを提供するためのメタルを維持することを目的とした制度であると認識しております。

一方、ブロードバンドサービスと一体で提供されることが一般的な光IP電話は、今まさに複数事業者による競争状態にあり、また、それを提供するための光ファイバ等の設備も、現に整備中であります。

弊社としましては、現行のユニバーサルサービス制度に、加入電話と異質な光IP電話をそのまま組み入れるのは適当でなく、制度設計自体を抜本的に見直すことが必要であると基本的には考えております。

また、仮に現行のユニバーサルサービス制度をベースに見直す場合でも、

- ・「光の道」構想が実現するまでの「移行期」に限定した制度を整備する
- ・メタルから光ファイバを中心とするインフラへのマイグレーションの加速化を図る

という目的が達成される、必要最小限の範囲に止めるべきであると考えております。

その点、本答申(案)は、以上の観点を踏まえた現実的な対応を示されていると考えますので、概ね賛同するところであります。

このような基本的な考えを踏まえつつ、本答申(案)の幾つかの点について、弊社の意見を述べさせていただきます。

2. ユニバーサルサービスの対象となる光 IP 電話の範囲

(1) 誰もが利用可能な料金

現行制度をベースに考える場合、「電話」をユニバーサルサービスの対象とするとの前提のもと、ブロードバンドサービスと一体では提供されていない光IP電話を対象として制度整備を行うとしている、本答申(案)は、見直し趣旨等に照らして妥当であると考えます。

しかしながら、この場合においても、光IP電話の料金水準を考える際に、以下のように技術や設備、歴史的経緯が大きく異なる加入電話の料金水準を、ベンチマークとして過度に意識して規定することは、事業者による光IP電話の新規投入や、それを提供するための光ファイバ等の整備に抑制的な影響を及ぼすおそれがあるとともに、万一補てん対象とする場合にユニバーサルサービス料の高騰を招きかねないため、避けるべきであると考えます。

- ・加入電話の料金体系は、コストを反映したものではなく、また、料金水準についても、施設設置負担金があったからこそ実現したもの
- ・光IP電話を提供するための光ファイバ等の設備は、現に整備中であり、またその整備コスト等を考慮すると、自治体IRU地域向けやマンション向け等、極めて限定的な場合を除き、当面の間は加入電話レベルの料金設定は困難

3. 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

(1) 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

現行制度をベースに考える場合、現行制度の趣旨や今回の見直し趣旨であるメタルと光ファイバの二重投資等の回避、その他法技術上の問題を総合的に勘案して、加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とするとしている、本答申(案)は現実的な選択であると考えます。

仮に、全ての事業者の光IP電話を基礎的電気通信役務に関する規制の対象とした場合、一般の電気通信事業者が、新たに光IP電話を提供しようとするインセンティブを阻害することになる等、成長途上にある光IP電話市場への影響が懸念されますので、少なくとも、全ての事業者の光IP電話を対象とすることは適当でないと考えます。

ただし、本答申(案)のとおりとする場合においても、対象となる事業者の営業活動等への影響を軽減するため、例外的に相対契約を許容する等、規制内容の一部緩和を検討することは必要と考えます。

(2) NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

今後、NTT東西が、競争地域にて、ユニバーサルサービスの対象となりうる光IP電話を提供し、加入電話の新規提供の終了を行うケースが想定されます。

この場合、116窓口において現在禁止されている加入電話から光IP電話へのマイグレーションの案内が行われる等して、独占時代からの加入電話の独占性が光IP電話に継承されることになりかねません。

同時に、光IP電話への加入は、これと同一光ファイバ上で提供されるブロードバンドサービス等の他の光サービスへの加入の敷居を下げることになりますので、NTT東西は自社の光サービスの潜在顧客を獲得することにもなります。

そのため、NTT東西に、このような優位性が生じることがないように、あらかじめNTT東西における営業面でのファイアウォールの在り方等を検討し、然るべき措置を講じていただくことが必要と考えます。

4. 補てんの在り方

(1) 補てんの要否

NTT東西の光IP電話について、直ちに補てんしなければならない状況になく、補てん対象額の算定に際しての、コストの算定方法、補てん対象地域の特定方法、補てん対象額の算定方式は、当面は現行の仕組みを維持するとしている、本答申(案)に賛同いたします。

また、ブロードバンドサービス等の他の光サービスと同一光ファイバ上で提供される光IP電話を補てん対象とした場合、実態的には、交付金がブロードバンドサービス等の他の光サービスのためのインフラ整備費用や営業費用に使用される状況になり得ることから、透明性・納得性の高い形で、厳密かつ確実に対象となる光IP電話のコストを把握できる手法が開発されない限りは、今後とも補てんを行うことは適当ではないと考えます。

なお、今後仮に、補てんの在り方を検討する場合においては、以下に例示するような観点等に十分留意しつつ、慎重に検討を進めていただくことが重要と考えます。

- ・ 光IP電話以外の光サービスを、競争的に提供するために構築した設備のコストが含まれていないか
- ・ 同一の光ファイバ上で複数の光サービスが提供されるなか、光IP電話部分だけのコストを厳密に算定できているか
- ・ 光IP電話以外の光サービスのものを含め、販売促進費用等が含まれていないか
- ・ NTT東西における高コスト地域に、競争事業者が存在しないか 等

(2)競争環境への影響

前述のとおり、競争環境への影響を回避するためには、まず、実態的に、交付金がブロードバンドサービス等の他の光サービスのためのインフラ整備費用や営業費用に使用される状況にならないよう、透明性・納得性の高い形で、厳密かつ確実に対象となる光IP電話のコストを把握できる手法を開発することが重要と考えます。

また、116窓口において現在禁止されている加入電話から光IP電話へのマイグレーションの案内が行われる等して、独占時代からの加入電話の独占性が光IP電話に継承されることになりかねないということ、光IP電話への加入は、これと同一光ファイバ上で提供されるブロードバンドサービス等の他の光サービスへの加入の敷居を下げることになり、NTT東西は自社の光サービスの潜在顧客を獲得することになるという点にも十分留意いただき、あらかじめNTT東西における営業面でのファイアウォールの在り方等を検討のうえ、然るべき措置を講じていただくことも必要と考えます。

5. 今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題

(1)携帯電話の扱い

以下の点等を踏まえると、携帯電話は、既にユニバーサルサービスの存在になっていると考えられることから、何よりもまず、携帯電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることについて検討することが必要と考えます。

- ・ 加入数が1億台を超える状況にあること
- ・ 機能面等で加入電話とほぼ同等であること
- ・ 電池性能が向上し、また充電方法の多様化が進展しており、停電時において光IP電話よりも通話の確保が見込めること
- ・ 移動体通信の通信回数・通話時間は、ともに増加傾向で、固定通信を上回っている状況にあること

また、周波数再編により、相当の帯域確保を検討していることや、データ通信速度等の高速化が見込まれること等を踏まえると、今後更に、情報へのアクセスツールあるいはコミュニケーションツールとしての活用が広がると想定され、それに比例してユニバーサルサービスの地位も一層強まるものと考えます。

そのため、これまでも携帯電話をユニバーサルサービスの対象とすること等について検討がなされてきたところではありますが、多くは、加入電話を前提としたユニバーサルサービス制度の検討のなかで、付随的に行われたものですので、今一度、携帯電話に焦点を絞って検討いただくよう要望いたします。

6. 「光の道」構想の実現後を見据えたその他の課題

(1) ブロードバンドアクセスを前提とした制度の見直し

「光の道」戦略大綱や過去の情報通信審議会答申において、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとすることの検討について触れられているところではありますが、前述のとおり、携帯電話は、既にユニバーサルサービスの存在になっていると考えられ、また周波数再編により、相当の帯域確保を検討していることや、データ通信速度等の高速化が見込まれること等を踏まえると、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとすることの検討よりも、携帯電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることについて検討することが、喫緊の課題であると考えます。

なお、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとすることについては、制度そのものの具体的内容が整理されていない現段階で、その導入ありきで考えることは適当ではないと考えますので、具体的かつ詳細な制度設計や設備競争への影響分析等を行うなかで、その是非を含めて検討していくことが重要であると考えます。

以上